

第 375 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 375 回三木市議会臨時会（令和 5 年 5 月 16 日開会）に提出予定の議案 4 件（専決処分の報告 4 件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第 1 号 専決処分について（三木市税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 軽自動車税関係

a 環境性能割の税率区分の見直し

(a) 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和 5 年 12 月末まで据え置く。

(b) 2035 年電動車 100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を 3 年間で段階的に引き上げる。

b 種別割のグリーン化特例の見直し

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）について、適用期限を 3 年延長する。

(イ) 固定資産税関係

a 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設

改正マンション管理適正化法（令和 4 年 4 月 1 日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税を 1/3 の割合で減額する。

ウ 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 報告第 2 号 専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方税法を引用する規定について項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

(3) 報告第3号 専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）（医療保険課）

ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	65万円	改正なし
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	改正なし

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後
7割軽減	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	(改正なし)
5割軽減	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 28万5千円 \times \text{被保険者数}$	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29万円 \times \text{被保険者数}$
2割軽減	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 52万円 \times \text{被保険者数}$	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 53万5千円 \times \text{被保険者数}$

ウ 施行期日

令和5年4月1日

(4) 報告第4号 専決処分について（令和5年度三木市一般会計補正予算（第1号））【令和5年4月17日記者発表資料参照】